

平成27年度 第2回 教育問題審議会 会議録

日時：平成28年2月9日（火）

午後3時～午後4時40分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第2回教育問題審議会を開会させていただきます。議事に入ります前に、本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりお願いしたいと思います。

○教育部長

本日は、E委員、I委員、M委員から、事前に欠席の御通知がありましたので、御報告いたします。現任委員13名中、10名の御出席をいただいております。

なお、区長連絡協議会からの委員につきましては明日2月10日に開かれる会議で人選されるものと聞き及んでおります。次回からの出席になります。

○会長

ただ今、報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認につきまして、事務局の方からお願いします。

○教育部長

それでは、本日の資料について説明をさせていただきます。会議の間際になってお配りをいたしましたけれども、また少し修正が出ておりますので、本日、お手元にピンク色の封筒で再度お配りしております。そちらの資料を本日は使用したいと思います。中をご確認いただきますと、1枚物で、本日の議事の次第がございます。そして、次に資料一覧と記しましたもの。そしてその中身でございますけれども、資料1。左肩に資料1と記しました教育振興基本計画の骨子案の修正版、2月9日付のもの。これが入っているかと思います。こちらの方に事前にお配りしましたものと若干修正点がございます。それから次に資料2。これは前回お配りをしました「サン愛プランの総括」のものでございますけれども、それに手を入れたものをお配りしています。こちらの資料につきましては、事前にお配りしたものと、本日お手元にお配りしてるものとは、変更はございません。以上でございます。もし不足分がございましたらどうぞお申し付けください。

○会長

はい。よろしいでしょうか。それでは、当審議会は、原則、公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましてはどのようなになっていますでしょうか？

○教育部長

傍聴を希望する方が、今日は見えておりますので、原則、公開ということでございますけれども、この取扱いについて、御協議をお願いしたいと思います。

○会長

それでは、傍聴の申し込みがあるようでありますので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

それでは、異議なしということでございますので、傍聴申込者に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

○会長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

去る1月18日、第1回の審議会を開催いたしました。第1回の審議会におきましては、諮問内容の説明とスケジュール、並びに今回策定する教育振興基本計画についての考え方、その関係資料の一つとして、泉南市教育改革プラン（サン愛プラン）の状況説明等がありました。そのなかで泉南市教育改革プラン（サン愛プラン）でございますが、それとの関係性、それから、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び基本計画、いわゆるFMとの整合性が確認されたと思います。それを受けまして、今回、教育振興基本計画の骨子案並びに施策体系の検討に入っていきたいと思います。本日の中心議題といたしましては、議事日程をご覧くださいと議事の（１）、（２）、（３）とございます。その他を含めて４つございますが、（２）、（３）というところが、中心の議題というふうに思いますけれども、その前に議事１といたしまして、前回、泉南市教育改革プランの状況について、もう少し詳しくと問題提起をいただきました、その資料が資料２として出されておりますので、こちらの説明、議事１としての説明から入ってまいりたいと思います。それでは、事務局よりしくをお願いします。

○人権教育課長

失礼いたします。それでは、議事の１の泉南市教育改革プラン、いわゆるサン愛プランの状況について、ご説明いたします。資料２のほうをご覧ください。今、会長からもありましたように前回、泉南市教育改革プランの状況について、もう少し詳しくという問題提起をいただきました。そこで、今回、すべての項目につきまして、現時点での取組みの状況につきまして、事務局のほうで、コメントをすべての項目について入れさせていただきました。改めて説明いたしますと、表の○印というのは、現在継続して実施しているもの。また今後もやり続ける必要のあるものになっております。○印の入っていない、「状況」のところは○印の入っていないものはすでに完了、終了したもの。または、１０年前になっておりますので、名称が変わっているものということになっております。前回も申し上げましたようにこの泉南市教育改革プランにつきましては、教育理念的なものがあるかと思います。不易なものもありますので、ずっと継続というようなこともかなり入っております。また、細かい内容のものも多いために、施策としての進捗状況を点検把握するのには、非常に困難な項目も多々あります。そのためにこの○印は、今後も大切に継承しつつあるものでございますが、現在の教育課題に合った新たな視点から再構築して示していくことが必要であると

考えております。今回この取組状況と教育大綱のほうの施策を踏まえて、後で議事3で提案します、施策体系にまとめていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。説明、以上で終わらせてもらひます。

○会長

それでは前回ですね、この場でちょっとこのサン愛プランの状況がわかりにくいということで、備考欄にそれぞれ文章表記ですね、説明を加えていただいたわけですが、いかがでしょうか。御質問や御意見がございましたら、J委員、どうぞ。

○J委員

すいません。副市長のJなんですけれども。一応確認だけさせていただきたいんですけれども。一応このサン愛プラン自体が10年前のものということで、すでに期間過ぎてるということもちょっとあるとはいえ、その内容というのは、今日の教育改革の内容にもかなりの部分で影響するだろうということで、そういう意味において特にこの○印の部分の考え方については、これからちょっと基本方針を作る時に、おおいに参考にしようと。そういう趣旨で、これを整理されてるというふうに理解してよろしいですかね。それだけちょっと確認させていただきたい。

○人権教育課長

今、副市長がまとめていただいたように、今の趣旨そのものであります。一応、先ほども申しましたように不易なものもかなり入っておりますので、それを踏まえてまた新たにすることということで。参考としては、させていただくということになっております。

○会長

よろしいでしょうか。他、どうでしょうか。

それではですね、御質問、御意見ないようでございますので、前回御指摘のありましたサン愛プランについての状況をより詳しく、また今後のわれわれの議論に活かせるような形で提出をしてもらったということで、次の議事に進みたいと思ひます。それではですね、議案の2番目にうつっていきたくと思ひますが、「教育振興基本計画の骨子案について」でございますが、第1章から第3章まででございますので、章ごとに区切って、事務局から説明いただき、その都度、ご審議願ひたいと思ひます。では。

(傍聴者から発言あり。)

○会長

傍聴者から、今ちょっと、資料の請求がございましたけれども。その部分の整理は事務局のほうどうなってますでしょうか。

○教育部長

特に、傍聴者用の資料というのは、本日は、準備はいたしておらない状況でございます。

○会長

わかりました。それではですね、特に傍聴者用の資料というのは準備されていない

ようでございますが、これから議事についてのそれぞれの説明が、詳しい説明があるかと思います。議事1については、前回の御指摘のあったことの追加ということでございますので、御理解いただきたいと思います。それでは、議事2の教育振興基本計画の第1章から御説明をお願いいたします。

○人権教育課長

それでは、章ごとにとということで、第1章からポイントになる部分を説明させていただきたいというふうに思います。策定の趣旨につきましては、前回ありました諮問書の内容そのものを踏まえて作っておりますので、ほぼその諮問書の内容と変わっておりません。ただですね、修正のところでございますが、教育大綱を、事前配布資料では「受けて」と書いておったんですけども、教育大綱の後で作るようなことではございませんので、教育大綱とともに振興計画を作るとということでございまして、そのようにちょっと網かけの部分のように変えております。そういうことで、教育大綱を踏まえて作りますが、その辺はそういう解釈でお願いしたいというふうに思います。それから、その重要な部分は、最後の下の3行目です。本市の教育の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにすると共に、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるものであるということ。ここが、1つのポイントとなっております。教育委員会としまして毎年教育方針を作って、ホームページ等にアップしておりますが、その時の指針となるものということと、中長期的な目標ということ。趣旨のところのポイントはそこになっております。

2つ目です。計画の位置づけ。ここににつきましては、教育基本法に規定されているということとともにですね、いろんな市では、学校教育の部分だけを取り上げている教育振興計画もございますが、本市の場合は、義務教育を中心として、幼児教育、家庭教育、社会教育ということを対象範囲にしているということです。それからそこにありますとおりに国の第2期教育振興基本計画と府の教育振興計画を参酌する。本市の第5次総合計画と教育大綱を踏まえると。それから関連する教育分野の個別計画との整合を図ると。参酌、踏まえる、整合という仕組みになってるとということが第2点のポイントとなっております。

3の計画期間でございます。元々事前に配布しましたのは、28年から32年度の5年間ということで、なっておったんですが、教育大綱との整合性を図るということで教育大綱が27年から31年までの5年間になっております。そこの整合性ということで、今度変えるときにも同じということにしたいと思いますので、ここを今日の修正では、28年度から31年度まで4年間というふうに変えたいというふうに思います。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際は、必要な見直しを行いますということが、計画の期間になっております。

次が、計画の推進方策の方になっております。こちらの方もみなさん、見ていただいたらわかるように、今回の振興計画、つながりの力で子どもたちに教育をとということになっておりますので、連携の部分を主に書かせてもらっております。

1点目は、教育委員会と市長部局の連携。ここでは、2行目から「教育委員会と市

長部局が互いに役割を認識した上で教育政策の方向性を共有し、一致して施策の執行に当たります」というところがポイントになっているかというふうに思います。

2 番目は、保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校の連携ということで、ここは、「本市では平成 19 年度以降」というのはサン愛プランに基づいてということになっております。こういうような連携を進めてきたということを書かせていただいて、今後もその保・幼・こ・小・中の連携を推進するということとともに、特にですね、最後の 3 行です。「小中連携に関しては、すべての子どもの学力の向上と進路の保障をめざし、丁寧な日常的な交流の積み重ねの上に立った共通理解のもと、小中一貫校も視野にいれたシステムの構築を図る」ということが 1 つのポイントになっております。

3 点目は、家庭、地域、学校と家庭、地域との連携でございます。大切なことを言い忘れておりました。本計画で示す「学校」というのは、幼稚園を含むということで、最初に定義しておりますのでそのところをよろしくお願いしたいと思います。家庭、地域との連携というところでございます、ここは最後の、下から最後の 4 行目、「このような人々の信頼関係や結びつきを力にして子どもたちが未来をひらくために、学校は教育コミュニティの拠点としての役割を果たす」ということで、「そのための複合的な教育環境の整備を図ると共に、家庭、地域に本計画を公開するとともに協力、理解を求める」ということがポイントになっております。

4 点目でございます。このことは、この後半といいますか、来年の後半以降の学校規模適正化のことをきっちり入れたい方がいだろうということで、これは本市独自のことで入れさせていただいております。ここは、全部読みます。「本計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方を検討します。とりわけ、小中一貫校を視野にいれた小中連携、学校・家庭・地域のつながりの力で子どもの未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割を重要な視点に入れ」、前回の審議会でも押さえがありましたように、「泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び基本計画との整合性を図りながら、その考え方を示します」と書かせてもらっております。

5 つ目は、大学、企業、民間団体等との連携です。主に、ここではポイントとなるのは大学との連携ですが、「子どもたちの多様な進路選択を保障するためには、子どもたちの日常に、生き方のモデルが多様に存在することが求められます。だからこそ、大学が市内に存在しない本市にとって、大学と連携し、学生が日常の教育活動に参加することには大きな意味がある」ということで、そのような連携も進めていくということを示しております。

6 つ目は、大阪府教育委員会との連携です。こちらにつきましては、当然のことでございますので、そこらへんの連携について、きちっと書かせていただいているということになっております。

7 つ目ですが、点検と評価です。ここもですね、「本計画の進捗管理にあたりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による教育に関する

事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の制度を活用する」ということを書いております。「本計画の主要施策の具体的内容を明らかにし、年次ごとにその効果と課題を示した上で、今後の方向性を示します」と。「結果を取りまとめた報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表する」ということの位置づけになっております。第1章以上でございます。

○会長

それではただいまの第1章について、御意見、御質問がございましたら、出したいと思っております。はい。J委員。

○J委員

すいません。お疲れ様でございます。策定の趣旨と、計画実現のところ修正、あと期間のところ修正いただいているんですけども。大綱との関係というところで期間にもちょっと影響するということなんですけれども。大綱との関係においては、あくまでも大綱で示されてる基本的な教育の方針に沿った形といいますかね、それと整合する形で本基本計画策定されるという前提の下で、とりあえずおしりの、おしりを合わせたということで、最初は4年ですけども、その後大綱がだいたい5年に1回作られることになるんですけど、以後の計画はだいたい5年ということを見越しているという理解でよろしゅうございますでしょうか。そのへん確認だけすいません。

○人権教育課長

あとからも出ますように、本計画の基本方針は大綱と全く同じ方針で大綱を踏まえた基本施策になっていくと思いますので、今言われたとおりに4年間終わった後は、5年ごとに整合性を図るということで同じようにやっていくということでございます。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、今確認をさせていただきました。他、御意見、御質問いかがでしょうか。

○D委員

今、見せていただいた中で、一貫校という、小中一貫校ということがいくつか出てきておりますし、例えば学校規模適正化の中でも出てくるし、教育コミュニティという形でも出てくると。それから、教育コミュニティのところで複合的な教育環境の整備というふうなことで、一体、学校はどのような機能を持たせられるのかなというふうにちょっと今見てて思ったんですけども。これの部分について、何か、今のところイメージをお持ちでしたら教えていただけたらと思います。

○会長

小中一貫校ということに関連して事務局、いかがでしょうか。

○教育部長

今回の骨子案では、一貫校という言葉、今説明した部分だけでも2箇所から3箇所使わせていただいております。これも文字通り一貫校を、今後、この小中一貫校も視野に入れて検討するということで、泉南市のこれからの教育、学校のあり方として、

小中一貫校を排除するものではないという趣旨でございます。現段階では、ここは方策、推進方策という大きなくりのところです、具体的にどうこうということではなしに、一つの学校の形態としてそれも視野に入れて、この基本計画の策定にあたって行きたいということでございます。

○会長

よろしいでしょうか。はい、Ｃ委員どうぞ。

○Ｃ委員

計画期間のところで教えてほしいんですけども。今説明のあった、先ほど副市長の方も若干大綱との関係を述べられたんですけども。終りの部分は大綱に合わせて平成３１年。本来であれば５年というところが、妥当だと思うんですけども。３１年に合わせた関係で４年間というのは、まあ理解できるんですけども。その前段階の計画の位置づけのところで、個別計画との整合性を図るという観点で行くと、例えば大阪府の振興基本計画は２４年から３４年までの１０年間。前５年、後ろ５年ということで載っておるんですけども、あと第５次総合計画についても３４年までということで、例えば計画期間のスタートも平成２８年度からとなっておるんですけども、この審議も含めて平成２８年も引き続きやる中で、平成２８年度途中で一定の結論を出して、答申をするということになると思うんですけども、そうなってくると、平成２８年度途中、終わりがけの時に計画がスタートするということになると思うんで、実質は３年と見てるのがいいのかなと思うんです。その辺の計画の期間の立て方っていうんですか。そのへんもうちょっと説明していただけますかね。

○会長

教育部長。どうぞ。

○教育部長

今回の振興基本計画の策定スケジュールでございますけれども、前回の会議のスケジュールのところでお示ししておりますように、年度が変わって、７月には成案を得たいと思っております。２８年スタートということでございますけれども、２８年度でも、そう後ろの方ではないということでございます。期間についてでございますけれども、元々今回、大綱に合わせたというのは先ほど説明しました。先に１０月でしたか、大綱を策定しております。大綱に合わせたということでございますけれども、そもそも根拠になる法律が違います。例えばここでは大阪府の分が載せてあるんですけども、大阪府でしたら振興基本計画をもって大綱とするというような決め方もしておりますけれども、本市の場合、ご案内のように、先のサン愛プラン、これは一定の振興計画の位置づけというようなことで来ておったわけですけども、途中で年次がきて、ブランク状態であったということで、その次期計画を作れないまま今日に至った。その前に大綱が先にできましたので、今回はその大綱の期間に合わせてですね、振興基本計画の期間を設定しているということでございます。ですから、次期の大綱なり、あるいはこの振興基本計画の策定については、おそらく３１年になるかと思っておりますけれども、同時進行的に策定していくような作業手順になるのかなというふうに

考えております。

○会長

C委員、いかがでしょうか。

○C委員

だから大綱に合わせているんで、結構ちょっと無理がでているのかなと思うんですけどね。例えばこの後の第2章のところに小中学校の児童の生徒推計とか、あるいはクラスの推計が出てくるんですけども、ここに一定平成32年度までのデータということで出てくるんですよ。だから、28年から行くと5年を見通したということだと思うんですけどね。整合性がとれるんでしたらそれでいいんですけども。ちょっと作っていく過程の中で無理が出ないのかなとちょっと気になりますのでね。そのへんはないということであればいいんですけども。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○教育部長

御指摘のように、ギリギリまで32年エンドを想定しておりました。キリのいいところで5年というようなことで来ておったわけですけども。大綱というのが、法律の改正で教育委員会も参画して、市長とともに、策定主体は市長になるわけですけども、協議をして教育委員会の意見も十分取り入れられて、泉南市の大きな教育施策の方向性を示すものということでございます。それとの整合を図るという意味で、期間についても、今回は変則的と言いますか、4年と非常に短い期間になるわけですけども、大綱の期間に合わせたというところでございますので、この間に何か節目があるというようなことはたぶんないと思いますので、31年のエンドということにしても特に不都合は生じないかというふうに考えております。

○会長

C委員、よろしいでしょうか。それでは、他、御意見、御質問いかがでしょうか。

それでは特にないようでしたら、第1章はですね、大きな枠組みということでございますので、第2章。泉南市の教育を取り巻く状況というところの御説明を事務局からお願いします。

○人権教育課長

それでは、第2章の説明をさせていただきたいと思います。まず、4ページでございますが、まず出典を明らかにするということで、本日網掛けの修正になっております。本市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる文章、または上のグラフからなっているものでございます。こちらの方は人口の減少に対する特段の施策を講じないものとして想定したものとしてのグラフになっております。すると、一番大事なところは1番下の行から2行目になりますが、「15歳から64歳までの生産年齢人口は減少の一途をたどり、0歳から14歳までの年少人口は急激に減少する傾向にある」ということで少子化が進んでいくということが、ここでは押さえております。続きまして5ページに行きます。こちらのグラフの方もそのような14歳以下の年少人口、

特にそこを見ていただきたいということで、引用させていただきました。5ページの2でございます。こちらのほう、今、C委員の指摘もありましたとおりに、数字自体ちょっと変更させていただきます。計画期間との整合性がとれておりませんでしたので、27年の3,575人から31年には3,395人と、362人の減少。中学生は27年の2,081人から、31年には1,755人になって、326人の減少となります。それに伴い、学級数も小学校は18学級。中学校は6学級の減少ということになるというふうになっております。その訂正をお願いしたいというふうに思います。31年ということの整合性で、31年の数でそこは表記させていただきたいというふうに思います。続きまして6ページです。ここは、クラスの状況を書いております。3の幼稚園の園児数及び保育所の児童数の推移でございます。こちらでも25年に増加したものの減少傾向にあるということになっております。こちらは、児童数は減少しておるんですが、公立幼稚園の就園率というのは上がっておるということで、そのことを書いております。公立幼稚園の就園が最も、他種と比べまして多いということ書かせてもらっています。それが6ページのポイントでございます。続いて、7ページです。7ページは「参考」というところになっております。今後、児童生徒数は急激に減少することが予想されますが、「地方創生の取組を進め本市の成長戦略を着実に推進することにより、将来の深刻な人口急減に歯止めをかけ、加えて本市が直面する課題解決への取組が進展したものとして将来人口を展望した場合」は、以下の通りになります。このへんはまち・ひと・しごと創生人口ビジョンから引用させていただいております。そういうことで、このような施策をとった場合はこのようなグラフになるということで、そこを載せさせていただいております。本計画の終わるのは2019年に今のところはなる予定ですが、2020年の数字を前のグラフと比べていただきますと、減少が364違うということになっております。5ページの上のグラフでは、14歳以下が、2020年のところを見ていただいたら、8,287でございますが、施策をとった場合、8,651、7ページの方では8,651で、差が364名ということになっております。そのことを一応お示しするということで、ここは児童数の現状ということを書いております。続いて8ページに行きます。ここからは、子どもたちをめぐる状況のグラフを載せさせていただいております。1でございますが、学力面です。小学校においては大阪府・全国との比較でみると特に算数科において上昇傾向にあります。しかし中学校においてはほぼ横ばいの状況が続いているということを書いております。それとともに、「今後は目的をもち見通しを立てて資料等から情報を得て、思考・判断したことを的確に表現する力の育成にむけ、主体的・協働的に学ぶ」ということの学習は進めていく必要があるというふうに書かせてもらっていただいております。続きまして、学習習慣の方が8ページの下の方のグラフになっております。家庭での学習時間、それから予習、復習。このへんが本市の場合、全国平均を下回るという結果になっております。課題としまして、自学自習力など家庭での学習習慣の確立をめざして、放課後、すべての子どもが主体的に学びにむきあう場を学校・家庭・地域につくることが課題としてあげられているということの

根拠となる数字のグラフでございます。いずれも、全国学力学習状況調査の過去3年間、全てにおいて全国と比べて下回る結果、課題となったものを載せさせていただいております。次に9ページでございます。9ページでございますが、本市の子どもたちの1番特徴でございます、自尊感情の低さ、このへんが今課題になっております。こちらの方も全国と比べて下回るという結果になっております。さらに地域行事への参加、地域や社会のことを考えるなどの社会参画の意欲、こちらの方も下回っておりまして、地域や社会とのつながりの希薄さがうかがえます。子どもたちが、子どもの権利条例に関しまして、子どもたちの権利の主体として、学校づくりはもちろん、地域社会づくりに参加参画することを通して、役立ち感や自分の存在意義を実感する取組というのが、自尊感情を高める意味でもこの2つのことから必要ではないかというふうに書かせていただいております。さらに9ページです。9ページのところは、ちょっと間を置いてますが、10ページの方のグラフと関係ある文章になっております。不安や悩みを誰にも相談しない子どもというのは、残念ながら今年度の全国学力学習状況調査には、質問項目がなかったんですが、平成26年のみにあった項目でございまして、これを見ても誰にも相談しないという児童が小学校で2割、中学校で3割近くの子どもたちがいます。そのことを受けて子どもの実態にあわせた相談システムの構築が学校内、学校外に必要であると同時に、遊びや学びを切り口に、不安や悩みを言語化し、受けとめてもらえる安心・安全な居場所を学校・家庭・地域の日常につくることがいるのではないかとということで書かせていただいております。3つ目です。生活と学力に関する項目でございます。こちらの方は最初に子どもたちを巡る生活実態の厳しさを書かせていただいております。就学援助を必要とする要保護、準要保護家庭を合わせた児童生徒数の割合というのは、小学校は5人に1人、それから中学校は4人に1人の割合に、本市の場合はなっており、これは、大阪府内で見ても、決して少ない数字ではないということになっております。そのことを踏まえまして、文部科学省の全国学力学習状況調査、平成25年度の方に調査がございました。この調査によりますと、家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高いということが、文部科学省調査で、明らかになっております。家庭の社会経済的背景と子どもの学力には強い相関関係があり、このことは本市においても例外ではありません。しかし社会経済的背景が低くても、そこに通う学校全ての子どもたちの学力全体を上げている学校の取り組みとしてこの6つがございまして、先ほどD委員の方からありましたように、小中連携、また家庭地域との連携というのは、実はこのことも根拠にしながらこの振興計画では、どのような取り組みがやはり効果があるのかということの中に、小中連携ということ、それから家庭学習、そのへんのところが出ておりますので、そういうことの根拠になっております。10ページの最後ですが、放課後を利用した補充的な学習サポート、習熟度別少人数指導、それから小中連携、それから家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解など、このことは直接格差に有効な手段としてあげられております。さらに保護者の意識ですね。そういう社会経済的背景を取り除いても、乗り越えていける保護者の意識としまして、生活習慣、

読書、それから学習への働きかけ、文化、芸術、自然活動、それから子どもとのコミュニケーション、また学校教育に関する意識、学校の活動への参加などが一応重要になっているということでございます。最後のまとめとしまして、今、本市において、不利な環境においても社会経済的背景による格差を改善し、学校全体、市全体の学力の向上を図ることを、進路を保障することが大きな教育課題となっています。そのことを踏まえまして、小中連携をはじめとした保・幼・こ・小・中連携、それから家庭の学校とのつながり、保護者の学校とのつながり、学びとのつながりということが大事になってるかなと思っております。このような保護者を含めた家庭の、保護者の意識を高めるためにも保護者を含めた地域住民が保育・教育にむきあい、学び直しをしていく生涯学習の推進が必要だということを書かせていただいております。それから、学校・家庭・地域が一体となったつながりを再構築して、学校・家庭・地域の教育力を向上していくこと。このようなことの重要性をここで押さえております。第2章につきましては、以上でございます。

○会長

それでは第2章につきまして、御意見、御質問がございましたら、出していただきたいと思います。はい。J委員。

○J委員

すいません。大きな1点。ちょっとお尋ねしたいなと思っているんですけど。第2章は、本市の教育を取り巻く課題と言いますか、課題を整理している章だと思うんですけども。全体の現状と課題は、おおむね地方創生の人口ビジョンを出典に大体どのような規模になっていくかということをもとに分析していると。学力面では、学力調査とかですね、文部科学省の研究調査というようなものを持ってきて、そこから窺える本市の状況を課題として整理している章だと。総じてそういうことだと思うんですけども。まず大きな1点として、ちょっと加えて、本市が特に他の大阪の中でも全体の中であまり芳しくないデータになってるとかね。あと全国的にも大阪自身がちょっと低い。低いというか、全体に芳しくない結果の中でも、その中でも泉南が良くないというようなデータもある中で、泉南独特の、独自の、その課題、整理の為のなんか調査かなんかする予定があるかどうかをちょっと聞きたいなと。出典は大体、既存のやつということなんですけども、国のデータとか学力調査とか言うたら統一的なものなんですけども。そのへんは実は自由記載欄とか拾いながら、本市としての特色を拾い出すということやったら、そういうこともありかなと思うんですけど。まずどういうふうにお考えになっているかを1点お尋ねしたいというのが1点と、もう一つなんですけども、前段のまち・ひと・しごとのビジョンから取ってるところ。今後の学校の規模とかを考える上でベースになる人口問題とか子どもたちの数とかになってくるんですけども、一応これ見る限り何も手を講じない場合の人口減少を前提にして、基本計画を作ろうということなんですよね。あくまでも、まち・ひと・しごとの成長戦略を着実に進めることによって増えるという場合は7ページのデータ、約1万人上げるというものについては、あくまで参考という扱いで、基本的なベース

は、基本計画のベースは、今の総合計画が前提としている何も講じない場合の人口ビジョンの数字であるということであるんですよということを確認した上で、もしそうだったとしたら、本当にそれでいいのかどうかをこの審議会でちょっと議論いただけないかなという形で思っております。以上でございます。

○会長

はい。J委員から2点出ましたけれども、事務局いかがでしょうか。

○人権教育課長

泉南市独自の調査はないのかということ聞かれておると思いますが、実はサン愛プランの中にもかなりそのことが書いておりました。かつては泉南市独自の学力と実態調査もやったこともございますが、なにぶん経年変化がなかなか見れないということと、やはり今日出させてもらった課題はほとんど平成19年から、全国調査が始まって以来傾向が変わっていないところでございます。そのような調査を泉南市だけでやったら、府と比べてどうなのか、全国と比べてどうなのかというのが、ちょっとわからないところもあって、今のところは国のこの調査を利用しながらやるというようなことの方角性でいます。サン愛プランの総括もそのような総括になっております。

○教育部長

それでは、この人口の取り扱いでございますけれども、実は事務局でもかなり悩みました。と言いますのは、計画策定の後、学校規模の適正化というようなことが大きなテーマとして御審議いただくということになりますけれども、その際に市の全庁的に取り組んでいますファシリティ・マネジメントとの関係。こちらの方の前提がですね、先ほどご紹介のありました、施策を講じた後の人口。これをベースにしているということがありますので、当然それとの整合を図るということであれば、そちらの人口を取るべきという意見が一つ。それから、現在の子どもの数なり、それから今回の計画は4年間の計画。極々短期間の計画ということでございまして、すぐに来年学校に上がる子どもの数も一定把握ができていたというような状況の中で、その何もしないと言いますか、現状の数を抑える方がいいのか。これ2つの議論が拮抗しました。今日お示ししている案では、ボリューム的には、何も施策を施さない部分のグラフなりが、多く占めているというような状況でございますけれども、事務局としても、2論があったということで、J委員の方からも問題提起がございましたので、ここで数字を比較しますと、5年間では人数で行けば何も施さない場合が、就学人口ではございませんけれども、15歳未満の人口で行きますと、計画期間で約1,080名の減。率にして11.5%の減。いろいろな出生率の向上なりですね、雇用の創出なり、転入を図るというようなことも施した場合には、約800人弱の減。率にして8.4%の減というような数字でございます。これが、もっと長いスパンを取れば、格差が、数字が大きくなるわけですが、この4年の間を見ると今のような状況というようなことでございますけれども、是非とも今回の4年間に限ってはそれほど、ここに特化してですね、どうこうというのはないとは思いますが、次の適正化の時にはですね、FMの方では教育施設もこの人口ビジョンの数字を基本としておりますの

で、それらを踏まえてちょっと御議論いただければというふうに考えております。

○会長

いかがでしょうか。B委員、どうぞ。

○B委員

今の事務局の答弁聞いてますとですね、平成25年から27年までいろんな調査の中でもあまり変わらない。例えば府や全国レベルのケースはわからないというような答弁なんですけれども。これでは、ぼくは教育委員会ダメではないんですかね。教育委員会自身の努力が足りないということをちゃんと認めている。今回こういう基本方針を作るにつけては、やっぱりもう少し勉強してですね、泉南市独自のモデルを取り入れていくというぐらいの発想がなかったら、こんなもん作っただけでは、今のままの踏襲で行くんですよという話では、ダメなんではないでしょうかね。そのへんはどうなんですかね。

○会長

J委員の御質問の1点目に関わって、B委員からの追加の御指摘があったんですが、その点は事務局どうでしょうか。

○人権教育課長

今の御指摘なんですけども、現状までは、このような課題があるということで、そこを開く、打ち開く方針としまして、先ほどから出ている小中の、小中一貫も含めた小中連携。それから家庭地域ですね、学校と一体にしたそのようなつながりの構築ということを目指して、その根拠となる課題を示したということに考えております。ですから、そのような連携ということを含めたやり方を考えていかないとこの問題は解決しないということで、そのような方針をこの中で出すということで、その根拠となる課題を示したというふうに捉えております。

○B委員

私が言っているのは、やはり教育委員会が、例えば府の教育方針を踏襲していくとか、そういう話じゃなくて、やはりその平気でこの3年間一向に変わりがない。これはもう教育委員会自身が努力をしていない。私に言わせればそうだと思うんですがね。もう少し努力の結果が出てきてないということが。それはやっぱり教育委員会の力不足じゃないのかな。もう少し。そのへんは泉南市の教育委員会としてですね、それなりの対策をもう少しこの中に具体的に盛り込んでいく方が、今後どうするのかという部分は盛り込んでいかなければいけないんじゃないのかなと。そういう中では、今言われているような考え方が、この中に残念ながら、小中一貫は出てきてますけれども、そういう具体的な話が出てきていないのは大変残念だなと。このように思いますね。

○会長

はい、J委員。

○J委員

別に、私が答弁するわけじゃないんですけれども。基本的に、今のお答えでしたらね、対策、今後、詰めていく対策、施策の中でしっかりと分析してやっていきますと

というようなことだと思うんですけども。今回この課題抽出、その具体的にどうするかということを議論するのは当然掘り下げていかなあかんですけども。その前提としての課題抽出もね、大体見たら、大体抜粋しているのが全国の学習状況調査とか、府の一律の調査によって、よるところで、そこで言われているのがこういう点が挙げられてますということで、ただそこに現われてる数字というのは特に泉南市がかなり厳しい、数字で見ても厳しいという現状がある中で、その部分はどうかというの、やっぱり掘り下げなあかん部分は、今後ね、対策を考えるに当たってももうちょっと、課題抽出からちょっと掘り下げなあかんところがうんかなという視点だと思うんですよ。そのへんはどうかなという観点ですね。それはだから、どっちにしろ、じゃあどうすればいいねんということを検討するときにきっと必要になることだと思うので。そのつもり、そういう独自の調査をする予定はないですというのであれば、やるべきと違うのかというのが、今の委員の御指摘やと思うんですけども。例えば予算の都合でなかなか出来ないということは、一定あるかも知れませんが。ただそういう今の現状のやり方の中で工夫して、例えばいろんな声を集めるとか、PTAとかとやりとりするとか、いろんな方法は、それは私が言うことではないと思うんですけども、実際の教育現場でいろんな声を吸い上げるとか、いろんなニーズをね拾い上げるとか、いろんな方法があると思うんですけど。要はこれで通り一遍の課題整理と言うんじゃ、次つながるかということだと思うんです。ちょっとここは踏ん張りどころで、ちょっと、もうちょっとお答えいただきたいなという形で思います。

○会長

はい。教育部長どうぞ。

○教育部長

この調査項目、子どもたちの特性、泉南市における子どもたちの特性についての調査項目につきましては、全国の学力テストの質問紙調査というのをもとに抽出してあるわけですけども。項目とすればほぼ網羅出来ているのかなと思います。J委員の方から御指摘のあるような部分につきましてもですね、他の調査結果と言いますか、例えば泉南市での家族構成と言いますか、何人兄弟姉妹、他市や平均に比べて、兄弟姉妹数が多いのか、低いのかとかですね、それから所得の問題ですね、そのあたりというのも、新たに調査する前に、今一度、既存の調査結果、それと組み合わせでですね、泉南市の、ここに結果として出てきているところの原因と言いますか、そのあたりを探ってみる必要もあるのかなというふうに考えております。それから、B委員のほうから御指摘いただきました、ここでは、今説明をいたしましたところでは特徴的な対応策と言いますか、対応策というよりも課題を書き連ねておりますので、それに対する対応としましては、今後御審議いただきます具体の施策体系の中で、そのあたり検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○会長

はい。A委員どうぞ。

○A委員

質問なんですけど。特に中学校の休みの時間に1日1時間以上勉強するかとか、復習しているか、この辺の項目とかのところに關係あると思うんですが、これですね、公立中学校と私立中学校は混ぜて、私立中学校にもデータを取った上でやってる全国データなのかご存知ですか。

○人権教育課長

ここに挙がっているのは、公立中学校だけのデータになっております。

○A委員

もちろん泉南市は公立中学校しかないですからそうなりますけど、全国的にも私立中学校のデータはここには入っていないということですか。

○人権教育課長

もう一度、調べて・・・

○A委員

これね、当然私立中学校のデータが入っているとすれば、こんなこと言えば怒られますけど、意識の高い子が多いから1日1時間以上勉強する子、増えますよね。そうしたら、例えば近隣で言うと、熊取町。私立中学校ありますよね。あそのデータなんか、私立中学校が入っているせいで単に高くなっているというだけやったら、そんなに気にしなくてもいいかなと思うんです。そうでなしに、公立中学校だけで抽出してもやっぱり泉南市が低いというのか。そこ、ちょっと調べてほしいですね。これ単に私立中学校が地元にあるような自治体が高いというだけだったら、そんなに泉南市が悪いという話ではないと思いますので。

○副会長

事務局の方がお調べになられるので、きっと私の言葉よりもあれだと思いますが。私の記憶では私学は入っていないと思います。府で扱ったときには、確かそうだったと思います。全国の調査をするときに私学が全部入らないんですよ。任意調査になるので。公立は、元々は任意調査なんだけど、全国全部の公立が受けているという形で。私学は受けていないところがたくさんあるので。このデータの比較のときには確か私学は入れずに。当然泉南市という自治体別も全部入れずに、公表はされているというふうに思っています。全部そうです。

○A委員

ありがとうございます。

○会長

はい。C委員どうぞ。

○C委員

この第2章の部分というのは、泉南市の取り巻く状況。とりわけ子どもも含めて、取り巻く状況ということで、いろんなパターンで課題の方も挙げられておるんですけどね、この後の施策展開につながるということの前提でちょっとお話し出させてもらおうんですけどね、御承知のように泉南市には、宗教法人がありますよね。泉南市とい

う独特の地域性の中で、当然そこにはその子どもたちもいてる中でのね、全体の課題を抽出していく中で、そこはどのように捉えられてね、課題整理していくのか。例えば、大きい2項目目の子どもの状況の中で、先ほど事務局の説明の中で、例えば生活と学力という括りの中で、就園の関係が載ってましたよね、何人に1人がどうのこうのとか。そんなんも含めて、しっかりと泉南市としての数字ということで、これが挙がっているんですけども、やはりそういう施策展開をどこに的確にどう打っていくのかということを考えていくにもやはりそのね、部分て言うのは課題整理をして、こういった計画もね、作っていかないと。泉南市がこうだという施策を打って行くのと、やはりいろんな地域ごとの課題がある中で施策を打って行くのとでは、全然やり方が違うと思うので。そのへんは事務局として、課題を挙げていく中で、そういったことも視野に入ってまとめているのかどうか。ちょっと教えていただけますか。

○会長

はい。今のC委員からの御質問はいかがでしょうか。はい。教育部長。

○教育部長

特定の法人がどうということではなしに、泉南市の子ども、あるいは家庭にもいろいろな形態があるというようなことは当然踏まえてですね、一律にこの計画で論じるのではなくて、いろいろな状況があるということを踏まえ、それぞれの状況にどう対応していくかというようなことも今後考えていきたいというふうに思っております。

○会長

それでは、このですね、2章について様々な御意見が出されたと思うんですが、総体としては、やはりこの課題整理があって初めて様々なこの施策の展開に活かせるのではないかという委員、それぞれの委員からの御発言があったように思います。今後ですね、それぞれの、今現状を分析はしていただいていますけれども、中身をより施策として展開していく上でですね、より泉南市独自の課題であるとか、子どもたちのこういう面はいいけれども、こういう面はより課題であるというようなことも踏まえて、含めてですね、話し合いが出来るような形での準備で言うんですか、それが必要になってくるかというふうに思います。もう一つ確認なんですが、それはまあJ委員の1点目の質問から派生して、課題整理、もうちょっと細かく丁寧にするべきであるというふうなことが見えてきたわけでございますけれども、この人口の、この分について、ちょっとまだどちらを取るのかというふうなことについては、まだちょっとこの場では、どちらを見ていくのかというふうなことについては、まだ結論としては出ていませんがどうでしょうか。

○J委員

せっかくですから、議論していただいたらなと思うんで。そういう意味での私の意見を言わせていただきますと、一応近未来的にFMとの整合という、要は学校規模の適正化等について、大きく隔たりがあったらいけないということで、やっぱりしっかりと一定考え方はそろえていく必要があるだろうということで。現状認識としてね、何も講じない場合という人口ビジョンの前半部分ですね、これを取るのはいいいんです

けれども、講じた場合の、ちょっと、もうちょっと引き上げるというのも参考というレベルじゃなくてですね、せっかくひとまちしごとの人口ビジョンからとってるんで、一応こういう方向で生徒数については回復させる取り組みをしているところです。これも踏まえて、今後しっかりと検討すべきであろうということで、当面の4年はそんなに開きがないにしても、次にやっぱり、次の発展に活かせる書きぶりを残すべきかなという形で。ちょっと参考扱いは、私はちょっと反対なんですけれどもねということですね。という形で。どっちかと言えば、措置を講じた場合こうなるということ。当然現状のやつをしっかりと書いた上で。ということはこの前段でやっぱり書いておくべきであろうなという形で思います。すると、先ほどのやつですけれども、結局、今後すべて施策の体系のところできっと書いていくというか、それは当然なんですけれども、課題のところでも、今後も引き続き泉南独自の課題について、膨らませるところは膨らませていきましょう。今後の作業の中でもということを確認とれたらいいかなと思います。

○会長

ありがとうございます。J委員の発言について事務局よろしいですか。

○人権教育課長

今のJ委員の後半部分になりますけれども、一応教育長の方から校園長会のほうで各校がどのような課題が今あってということは、また何らかの形でということをおっしゃっていただいておりますので、そのへんの、さっき地域性とかそのへんのところがどこまで迫れるかどうかわかりませんが、そのへんのところは、把握して、どこまで文章表記が出来るかどうか別にして、課題の把握をしたいということと、我々事務局の方も指導主事の方がいろいろ学校を回っておりますので、その辺も含めた課題を、こちらのほうで整理して、何らかの、もうちょっと詳しいものを出して、形にしたいというふうに思っております。

○会長

はい。B委員どうぞ。

○B委員

J委員、現在副市長なんです。今の質問の中で、例えば人口ビジョンをもってですね、今のままの現況で推定するのか、あるいはひとまちしごとの関係で対策を講じた場合で言いますけれども、そのへんはね行政側の一つの大きな責任だと思いますし、副市長としてどれくらいの見解を持たれているのか、ちょっと教えていただきたい。

○J委員

今、ひとまちしごとの総合戦略で書いた事項について着実に進めていくという大前提でしておりますので。それは、人口ビジョンの要は引き揚げた場合に、施策を確実にしたことを前提にしたなら、引き上げれるという見込みでやっておりますので、今後のFM計画においてもそういう、それに沿った形でするつもりですので、そういう形で整合してほしいという形でお察ししていただけたらなと思います。

○会長

それではですね、このどちらを取るのかということについては、J委員の発言の中にありましたけれども、現状の分もそれからまちひとしごと創生人口ビジョン、両方掲載するのは、これでいいんだけれども、参考としてというよりも、この人口ビジョンを踏まえて、施策を考えていくということによろしいでしょうか。はい。B委員。

○B委員

それを考える上では、今も言ったみたいに行政と教育委員会、教育委員会別で、理事者側とね、教育委員会とよくそのへんの想定はですね、詰めといていただけないと、基本的な数字になってきますから、何をやるにしても基本的な数字になってきますから。そのへんはじゃあ、このくらいの目標で行くんだという数値は、私は決めていただいた方がいいと思いますけれどもね。

○会長

その点、まあこのプランのですね、今日の御説明の第1章にもその教育委員会と市長部局の連携ということが挙げられておりますので、その中でこう出された資料であるかと思いますので。J委員。

○J委員

実際に書かれるときには、これは御意見として強く申し上げたいんですけれども、行政需要を何に置くかということは、地方創生の総合戦略講じた上での、FMでも採用する、その後の結果ですね、それを踏まえた行政需要ということで、それに必要な施策、教育施策という形で書いていただけたらなと。それで当然市長部局としてもそれをしっかりと受け止めて連携していきたいなと思ってございますのでお願いしたいなと思います。

○会長

それでは、事務局の方もよろしくお願いいたします。では第2章について、ほかに御意見や御質問ございませんでしょうか。それでは、続いて第3章に移って行きたいと思います。事務局の方から第3章の説明をお願いします。

○人権教育課長

先ほども申しましたとおりに、このような社会的経済的背景を克服するものとしてのつながりということで、基本理念として「つながりを力にして」ということで、「現実と向き合い、様々な困難を乗り越えながら、社会を構成する一員へ」と。これは教育大綱にある文章を引用させていただいているサブタイトルになっております。第五次総合計画におきましても、泉南市のまちの将来像としまして、「豊かな環境・支えあい、人を大切にする泉南市」と定めております。そこには、「これまでめざしてきた将来像を継承しつつ、人と人のつながりに一層注力する」ということが明記されております。また、国の第2期教育振興基本計画におきましても、教育の課題解決を図る上での重要な視点として「社会関係資本」というキーワードがあげられております。これは「社会・地域における人々の信頼関係や結びつき」を表す概念ということで、経済的・社会的に厳しい状況にあってもつながりを力にして未来を切りひらくという、

このような考え方になっております。そういう意味で先ほどから申している保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校のつながり、学校・家庭・地域のつながりということが重要になるというふうに考えております。12ページ後半部分ですが、また生涯学習におきましても個々人の能力を高めることだけではなくて、多様なコミュニティにおける様々な人々のつながりということも重要ということも、国の方の振興基本計画にも載っております。そのようなことにおきまして、13ページに移りますが、先ほどからも出ております教育委員会と市長部局とのつながりと、それからそういういろいろなつながりを力にしまして、また学校規模適正化を視野に入れた学校のあり方を構築、検討していくということで、そのような基本理念でやって行きたいというふうに考えております。13ページに行きまして基本方針、こちらの方は、大綱を踏まえるということで、同じ基本方針を、目標でなかっただろうということ、この6点。1点目、就学前保育教育の充実、2点目、小中学校の教育力の充実、明るく安心できる学習環境の整備充実、4点目、安全安心な教育環境の整備、5点目、生涯学習の推進、6点目、市を挙げての教育施策の推進体制の確立ということで、その同じ文言のもとに基本方針を定めております。事前に配らせてもらったのは、基本方向が前に来ていたんですが、この基本方針を踏まえまして、そこから導いた当面の取り組みの方向性として、課題克服のためにこの5点を基本方向として挙げさせていただいております。それは先ほど言いましたように小中一貫を視野に入れた小中連携をはじめとした保幼小中連携、それから、学校、家庭、地域の連携、協働、それから、教育コミュニティづくり、それから、教育委員会と市長部局との連携、それから、教育理念実現のための学校規模適正化を視野に入れた学校のあり方ということの大きくこの5点を基本方向にして、基本施策をしていくということに、第3章はそうようになっております。以上でございます。

○会長

それでは、第3章につきまして御意見、御質問がございましたらお出し下さい。はい。J委員どうぞ。

○J委員

1点だけなんですけども、基本方針と基本方向の関係を。ちょっとわかりにくいなと思ってまして。1番最後のページに、この表があるんですけども、これ見たらまさに基本理念も、基本方針も大綱に書いているとおりで、そこからその先に1番右にある欄のズラーっと書いているやつも大体大綱に書いている。要はこの連携しているんですが。間にふわっと、基本方向1から5まで入るっていう形でやって。関係、今の説明でしたら基本方針は、まさにその方針やけれども、基本方向はその当面の方向性ということなんで、もっと短いスパンという意味ですかね。そこだけをちょっと、図を見ても何か真ん中だけがちょっと浮いててふわっとしてますでしょう。割れてるわけじゃなくて。ちょっとそのへん。要は関連性をちょっともう1回。ちょっとそこを教えていただけたら。ちょっとつかみにくかったんですけども。

○人権教育課長

基本方向を最初に書いてありますとおりに、この基本理念の形としての方向性が入っておりますが、非常に難しくて、基本理念をやるための基本方向が、という方向性がこれでありまして、基本方針では逆に言うたら具体的に、だから何するねんというところに繋がっていくのかなということになっておりますので、非常に位置がですね、ちょっと苦労しておりますですね、基本理念を実現する為の基本方向としては、そのような5つになっていくとは思いますが、それをする具体的な施策の方針としては、5つの方針が出てくるというふうな感じになりまして、そのちょっと関係性が非常に。また御意見いただけたらと逆に思っておるところでございますが、そういう感じのつमोरの基本方向にはなっております。

○J委員

基本方針から導き出された当面の取り組みの方向性が基本方向と言ってますでしょう。それやったら因果関係としたら基本方針があつて基本方向と、流れなんですけど、今の基本理念の中を細分化したら5つの基本方向になるというふうに見えんねんけど。

○人権教育課長

そうです。

○J委員

ということは、表記とちょっと違うよね。

○人権教育課長

はい。ちょっと違います。

○J委員

本当のところはどうなのかと。本当のところを確定させた上で、そういう表記にしっかりしていただいたらなと思うんですけれども。

○人権教育課長

今、言われたとおりに基本理念の実現する方向性としては、この基本方向だというふうなことになっております。

○J委員

具体的な、本当に施策っていうのは、どういう方向、方針というのは基本方針なんですよね。理念をちょっと砕いたらこういう基本方針ということですが、具体的に何をやるねんというのは基本方針が5つあつて、それぞれ施策がぶら下がるという構図なんですよね。確認だけでした。

○副会長

J委員が仰ってる話の方がわかりやすいかなと。やっぱり理念をどういうふうな形で方向性を持たせるのかというところがあつて、それがベースにある中で、その教育の中身のソフト面を含めた内容を柱にして、その後施策を組むという形なので。要は理念と基本方針はどっちかと言えばベースになる部分。支えている部分という考え方なので、きっとこれ入れ替えの方が。せつかく入れ替えてまた入れ替えることを提案

するのもあれなんですけども。きっと、そっちの方がわかりやすいかなというふうに思いますね。どうですかね。

○会長

今、副会長から御提案があったのは、基本理念がまず来て、それを実現する為の基本方向が次に来るということですかね。3つ目に基本方針というものが出て、その基本方針の下に様々な施策があると。その人権教育課長の説明だとそういう並びの方が理解しやすいということでございますかね。はい。J委員。

○J委員

たぶん困っていると思うので、1つ言いますと、おそらく基本理念と基本方向と具体的な事業というのは、最初から教育大綱のままなんですよね。ここは。そこに、基本方向を入れているというのは基本理念を解説したものということなんですよね。ということで、基本理念のところに包含する形で入れて構造的には基本理念、基本方向、事業というのが大きな柱で、その解説としての、解説というかそこを噛み砕いた意味での基本方向というような書き方をちょっとうまいことしたらいいんじゃないんですかね。

○教育部長

そうですね。基本方向を今回5つ定めているわけですがけれども、この趣旨と言いますのは基本理念から基本方針に行くわけですがけれども、基本理念の視点と言いますか、切り口と言いますか、それを5つ列挙したということです。通常なら理念があって、方針があって、施策と行くんだらうけれども、ここで挙げていますのは、基本方針というのは本当に、就学前教育の充実というようなことですがけれども、その充実するときにどういう視点を持って充実させていくのかというようなところを、各方針に共通する、あるいは共通しない部分、重ならない部分もあるんですがけれども、少しその基本理念をこういう角度から見たらというようなことで基本方向というのを5つ定めたわけです。ここの収める位置ですね、そのところがちょっとぎくしゃくしてるのかもわかりませんが。

○会長

それでは、この基本理念を、今教育部長の方で御説明があったようにそれを具体的な方向として、5つの観点が考えられますと。その方向に基づいて基本方針がこの6点ですというふうな形にしていけますか。

○教育部長

基本方向から基本方針が出てくるわけではございませんで、あくまで基本理念があって、そして基本方針に行くんですがけれども、その間に留意すべき点と言いますか、こういう切り口から見てみようというようなことでこの基本方向という項目を作ったということです。ですから順番から行けば、方針と方向が逆にはなるかとは思いますがけれども。難しいところでありましてね。おそらく、この基本方向というのをとってですね、基本方針から就学前教育を書く場合に、例えばリード文でこう留意点だとかですね、新たなトレンドだとかいうようなことは書くようなことになろうかと思

うんです。それに沿って具体のこの6つありますけれども、その個々の施策ということを書き連ねていくようなことになると思うんですけれども、そこに共通したですね、何か考え方というようなものも必要になってくるのかなというようなことで。あえてこの方向というような項目を作って、5つこしらえたわけですけども、座りどころが少しちょっと。ここの収めどころですね。位置がそれぞれ捉え方によって難しい。ちょっと場所が違うんじゃないかというような御意見もあるかもわかりませんが。

○会長

では、その点ですね、より分かりやすい、この一つの基本理念、基本方針というのが大きな柱になるかと思いますので、より収まりの良い形で工夫をして頂くということでもよろしいでしょうか。他、この第3章につきまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

ではですね、議案の3番目に移りたいと思います。3の教育振興基本計画の施策体系について事務局から御説明をお願いします。

○人権教育課長

施策体系について、御説明いたします。骨子案14ページを御覧ください。今論議になりましたここらへんの基本理念、基本方針、基本方向のところ。この言葉も含めましてもう一度、持ち帰って再提案させていただきたいとは思いますが。直接つながっているのは、2番目にある基本方針と施策、ここが直結しているということにはなっておりますので、そこは基本方針から出された施策がそれぞれにぶら下がっているということになっております。それぞれ全て合わせますと43の施策が入っております。そこには、教育大綱が示しました施策を中心としまして、これまでのサン愛プランの中の重点施策。それから毎年教育委員会が出しております教育方針に入っております重点施策、並びに先ほどから申し上げております保幼小中の連携や小中一貫、それから学校家庭地域との連携、教育コミュニティ、それから学校規模適正化ということを入れております。そのような形で43、教育大綱に入っておりますものは全て、この中に入っておりますので、そういう施策として入れさせて頂いてるということになります。以上でございます。

○会長

それでは、施策体系につきまして、御意見、御質問がございましたらお出しいただきたいと思えます。これについては、この今までの大綱を踏まえてるということで特になさらないでしょうか。

ではですね、最後の議案でございますが、その他となっておりますが、事務局のほうで何かありましたら提案をお願いしたいと思えます。

○人権教育課長

事務局から、次回のことになるんですが、よろしいでしょうか。

○会長

その他で委員の皆様から何かこの場で審議しておく必要があることがありました

ら出していただきたいんですが。はい。F委員。

○F委員

教えていただきたいことがあります。泉南市教育大綱の中の第2章。泉南市の教育の方向性というところで、私は幼稚園の園長をしておりまして、その就学前教育については、すごく興味の深いところで、ここを見せていただきましたときに、子どもの成長発達を保障する為の計画的な環境設定、幼児の自然な遊びを自由な学習と位置付けたという言葉があるんですけども、ここの自然なというところで、今までのサン愛プランの中にもそういう言葉はありませんでしたし、幼稚園教育要領等の中にもそのような表現というのはないんですけども、あえてここに自然なという言葉を入れられたという意図っていう。この自然なっていう言葉の意味も自然、自然界の自然というのもありますし、自然な流れというような自然もありますし、そここの意図をちょっと、今回でなくても結構ですが、教えていただきたいなと思って。ここのところがちょっと、自分の中でもこう読み解けなくて、今日の審議とは関係ないんですけども、ちょっと教えていただきたいところだと思います。

○会長

教育部長、どうぞ。

○教育部長

前回、参考資料としてお配りをしました教育大綱ですね。この中身についての御質問ということで。今日はお持ちではないかもわかりませんが、ページ数で言うと、5ページの就学前教育のところだと思います。幼児の自然な遊びを重要な学習と位置づけた教育内容の展開を図るという、ここの自然ということですけども。特段、意図があって自然というような言葉を使ったということではありませんし、委員仰るような山あり、海ありの自然ではなしに、自然体と言いますか、表現したかったのは、自立的な、子どもの自立的な、大人あるいは幼稚園教員が誘導してというようなことではなしに、子どもたちの自立的な遊びを重要な学習だと位置づける。そういう趣旨での文章ということですのでご理解いただきたいと思います。

○F委員

意味を聞かせていただいてよくわかりましたが、ちょっと紛らわしい表現であると思いますので、今後、5年後に見直しあると思いますけど、大綱を考えるときにこのところは検討していただきたいと思います。

○会長

はい。ありがとうございます。その他として、特にございませんでしょうか。

それでは事務局から、次回の日程等について御連絡をお願いします。

○人権教育課長

次回の、第3回の審議会の日時と場所につきましてでございますが、3月の25日の金曜日の、時間は毎回変わって申し訳ないんですが、午後3時30分からこの会場で行いたいと思っております。審議内容につきましては、次回からは先ほど言いました6つの基本方針に基づきまして、43施策、一つずつ。今の問題提起もありました

具体的文言を入れて御審議いただきたいというふうに考えております。今回の、今課題いただいたことの答えとともに今のことを審議いただくということでお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○会長

それでは、次回よろしいでしょうか。

第2回の審議会として予定をしておりました議案事項、一通り終了いたしました。それでは、本日の第2回の審議会、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。ご苦労様でした。